

## 議案第45号

石岡市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例  
の臨時特例に関する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の臨時特例  
に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67  
号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月19日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた市民生活や市内経済  
の状況を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額を減ずるため。

### 改 正 要 綱

令和2年6月1日から令和2年8月31日までの間、市長、副市長及び教  
育長の給料月額をそれぞれ10パーセント減ずることとするもの。

## 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号。）別表第1に規定する市長，副市長及び教育長の給料月額は，令和2年6月1日から令和2年8月31日までの間，当該金額から10パーセントをそれぞれ減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。ただし，同条例第5条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は，同表に掲げる給料月額とする。

### 附 則

この条例は，令和2年6月1日から施行する。